

一宮市成年後見制度利用促進基本計画 市民意見提出制度により提出された意見と一宮市の考え方

●募集期間:2024 年 8 月 1 日～2024 年 9 月 2 日

●提出件数: 15 件(7 名)

No.	該当項目	意見	市の考え方
1	P5 (2)位置づけ (3)期間	複数計画が羅列され、4年後にはただ統合することが書かれている。図のみでなく、関連する補足が必要ではないか。	(2)位置づけと(3)期間を一本化し、以下のとおり修正します。 (2)位置づけと計画期間 本計画は、促進法第 14 条に基づく市町村計画で、2024(令和 6)年度から 2027(令和 9)年度までの 4 か年計画とします。 最上位計画である「第 7 次一宮市総合計画」、福祉分野の上位計画である「一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他関連計画である「第 9 期一宮市高齢者福祉計画(含 介護保険事業計画)」、「第 3 次一宮市障害者基本計画・第 7 期一宮市障害福祉計画・第 3 期一宮市障害児福祉計画」等との整合性を図ります。 なお、一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画の見直し時期に合わせ、本計画を一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含させることを想定しています。
2	P8 ②認知症高齢者等の状況	「Ⅱ a」といった表示が認知症の基準として示されているが、要支援・要介護などのよく知られる介護の言葉などで補足すると、レベルがわかりやすい。また、「M」を一番上としたほうがいいのではないか。	認知症基準と要介護度とは必ずしも関連しないため、このままとします。 また、認知症高齢者の日常生活自立度の表につきまして、P9 のグラフが、重度のものを上にした表であることから、「M」を上配置した表と差し替えます。

No.	該当項目	意見	市の考え方
3	P10 ①成年後見制度の利用者数	単に数のみでなく、制度が必要なのはどの世代なのか。利用者が認知症高齢者なのか、未成年者を含めた精神障害者等低年齢層なのか、もう少し分析できないか。	成年後見制度の利用者は、判断能力の不十分な高齢者や知的障害者、精神障害者等となります。年齢による区切りはありませんのでこのままとします。
4	P11 ④成年後見制度に関するアンケート結果	アンケートの「不正が怖い」という回答はどのような背景から出てきているかの補足説明がないと理解しづらい。知らないのになぜ不正に思うのか、後見制度と不正がすぐに結びつく言葉であることは一般認識なのか、どのような不正事例があるのか等補足して、実例を示しながら説明があるとよいと思う。	ご指摘のアンケートの設問は、「制度を詳しく知っている」「制度の概要は知っている」と答えた方を対象に尋ねたものでした。本計画の文書からはその旨が読み取れないため、以下のとおり修正します。その上で、制度を知っている方の約半数が「不正が怖い」と回答している事態を鑑み、中核機関設置後になりますが、その背景を調査し、後見人支援や適切な制度周知に努めます。 また、「制度を詳しく知っている」「制度の概要は知っている」と答えた方に制度についての不安を尋ねた質問では、「不正が怖い」と回答した割合が47.5%と最も高くなっています。
5	P17 ③(ア)受任調整(マッチング)等の支援	受任調整(マッチング)等支援について、中核機関が受任者調整機能を主体的に果たすことは予定していないと理解できるが、中核機関自らが果たすべき機能として明記することを求める。	受任調整(マッチング)等は中核機関が中心となって行う業務として位置付けていますが、ご指摘のとおり「主体的に果たすことを予定していない」とも捉えられるため、以下のとおり修正します。 また、家庭裁判所との連携や、状況に応じ、受任者調整(マッチング)等を行うことにより、スムーズな制度利用につながる支援を行います。

No.	該当項目	意見	市の考え方
6	P18 ③(イ)担い手の育成・活動の促進	市民後見人の育成や中核機関の法人後見受任について早急に準備を進め、一刻も早く稼働できる体制を整えることを計画に明記することを求める。	市民後見人の育成・活躍が望まれていることは承知しておりますが、まずはその育成と活躍の場の創出に取り組みます。 法人後見については、中核機関がその役割を担うことを将来的には想定していますが、中核機関としての実績を積んでからと考えています。 そのため、該当箇所についてはこのままとします。
7	P18 ③(ウ)日常生活自立支事業等からの移行支援	日常生活自立支援事業の量的な拡充及び成年後見制度との併用を認める運用とすることを求める。	日常生活自立支援事業は愛知県社会福祉協議会の事業ですので、いただいたご意見をお伝えさせていただきます。
8	P20 (2)成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用支援事業のさらなる拡充と運用の改善(報酬助成における資産要件や任意後見監督人の取扱い等)を求める。	成年後見制度利用支援事業について、いただいた意見を参考に、制度を利用すべき人が利用しやすいように運用し、必要に応じ見直しを行ってまいります。
9	計画全般	成年後見制度利用促進基本計画は一般市民にもわかりやすい説明を目指していただきたい。高齢化や単身世帯の説明があまりにも一般すぎるのももう少し工夫が必要でないか。	計画の表現はこのままとしますが、制度周知のためのパンフレットやウェブサイトは、市民にわかりやすい表現となるよう配慮します。

No.	該当項目	意見	市の考え方
10	成年後見制度について	成年後見制度に関するアンケートから、制度に関する理解不足や相談窓口等が分かりづらいことが感じ取れる。申し立て費用や後見人への報酬に関しても市民が不安を感じており、市の報酬助成を低所得者層まで広げていくなど経済的負担を減らすことも改善策かと考える。 また市民後見人についても、積極的に権利擁護支援に携わってもらえる活躍の場の提供等を検討して欲しい。市民後見人は、より身近な場所で本人に寄り添う身上保護ができる支援者として、専門職に不足する部分を補い成年後見制度へ貢献できると思います。 将来的に高齢単身世帯が増加していく一宮市において、身寄りがない人への支援に関する取り組みは同等に検討を要する課題である。	いただいたご意見については、成年後見制度利用支援事業の見直しや、成年後見支援センターの運営の中で参考にさせていただきます。
11	成年後見制度について	成年後見制度の利用をさらに促進し、判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して生活できる環境を整えることが必要である。	いただいたご意見については、今後成年後見支援センターの運営の中で参考にさせていただきます。
12	成年後見制度について	申立てに手間と費用がかかる、柔軟な財産管理が難しい、成年後見人に選ばれた親族が他の親族から財産の使い込みや不正行為が疑われ親族間でのトラブルが発生しやすい、報酬が経済的な負担となることがある、利用の途中でやめられない等の問題がある。	いただいたご意見については、今後成年後見支援センターの運営の中で、後見人支援も含め参考にさせていただきます。

No.	該当項目	意見	市の考え方
13	成年後見制度について	後見人制度について気にかかること 3 点 ・ 後見人の権限の範囲が分かりづらい ・ 後見人と法定相続人との優劣 ・ 大地震などの災害で、後見人も同じく被災した場合の対応	いただいたご意見を参考に、成年後見制度のわかりやすい周知に努めます。
14	成年後見制度について	一宮市では権利擁護意識は十分に育っていないと感じる。この計画を機に権利擁護が底上げされることを強く願う。	いただいたご意見を参考に、成年後見制度について、権利擁護支援の視点を踏まえた、わかりやすい周知に努めます。また後見人支援機能についても、対応していきます。
15	中核機関の役割について	ケアマネジャーとして身内のいない認知症高齢者の成年後見制度申立てを地域包括支援センターとともに行った。今後は、申立て全般について、支援があるとありがたい。	成年後見支援センターでは、権利擁護支援が必要な高齢者等の支援者の方と、一緒に対応を行ってまいります。いただいたご意見を参考に、支援がスムーズに進められるような連携についても検討しながら、成年後見支援センターの運営を進めてまいります。